

九州大学における入学料免除等に関する取扱規程

平成16年度九大規程第157号
施行：平成17年 3月31日
最終改正：令和 6年 3月29日
(令和5年度九大規程第109号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規則（平成16年度九大規則第101号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(免除資格者)

第2条 入学料の免除を受けることができる学府に入学する者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「学府入学者」という。）は、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められる学府入学者は、入学料の免除を受けることができるものとする。

(1) 入学前1年以内において、学府入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は学府入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合で、総長が相当と認める事由があるとき。

第3条 入学料の免除を受けることができる学部に入学者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「学部入学者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められる者とする。

(1) 入学前1年以内において、学部入学者の学資負担者が死亡した場合又は学部入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合で、総長が相当と認める事由があるとき。

2 前項に規定する者のほか、入学前又は入学後3月以内に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の学資支給金に申請し、機構から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者は、入学料の免除を受けることができるものとする。

(免除の申請)

第4条 入学料の免除を申請しようとする者は、入学手続の終了の日及び入学後の所定の期日までに、別に定める書類を総長に提出しなければならない。ただし、学資負担者の死亡等特定の事由により、入学後に第3条第2項に規定する者となった場合の入学料の免除に係る申請は、別に定めるところによる。

(免除総額)

第5条 第2条及び第3条第1項に規定する学府入学者及び学部入学者に係る各年度における入学料の免除総額は、役員会が決定した入学料の免除総額の範囲内で総長が決定する。

(免除額)

第6条 入学料の免除額は、納付すべき入学料の全額又は半額とする。ただし、第3条第2項に規定する免除資格者の入学料の免除額は、機構が認定した学資支給金の支援区分に応じて、下表のとおりとする。

支援区分	免除額
第Ⅰ区分	納付すべき入学料の全額
第Ⅱ区分	納付すべき入学料の3分の2の額
第Ⅲ区分	納付すべき入学料の3分の1の額

第IV区分	納付すべき入学料の4分の1の額
-------	-----------------

(免除の許可等)

第7条 入学料の免除の許可は、第11条第1項の選考を経て、総長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する免除資格者の入学料の免除の許可は、前条に規定する支援区分に応じて総長が行う。

3 前2項の免除の許可が決定されるまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

4 免除を不許可とされた者及び入学料の一部免除の許可をされた者は、不許可又は免除の許可を告知された日から起算して20日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

5 第4条に定める各手続きを所定の期日までに完了しなかった場合又は当該手続き後に入学料免除の申請を辞退する場合は、速やかに納付すべき入学料を納付しなければならない。

(徴収猶予資格者)

第8条 入学料の徴収猶予を受けることができる学府入学者又は学部入学者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。

(1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 入学前1年以内において、学府入学者若しくは学部入学者の学資負担者が死亡した者又は学府入学者、学部入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められる者

(3) 前2号に準ずる者で、総長がやむを得ない事情があると認めるもの

(徴収猶予の申請)

第9条 入学料の徴収猶予を申請しようとする者は、入学手続の終了の日及び入学後の所定の期日までに、別に定める書類を総長に提出しなければならない。

(徴収猶予の許可等)

第10条 入学料の徴収猶予の許可は、第7条第1項の規定を準用する。

2 徴収猶予の期間は、4月入学者にあつては当該年度の9月末日まで、10月入学者にあつては当該年度の2月末日までとする。

3 第1項の徴収猶予の許可が決定されるまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

4 徴収猶予を不許可とされた者は、不許可を告知された日から起算して20日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

5 前条に定める各手続きを所定の期日までに完了しなかった場合又は当該手続き後に徴収猶予の申請を辞退する場合は、速やかに納付すべき入学料を納付しなければならない。

(選考方法等)

第11条 第7条第1項及び第10条第1項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の許可を受ける者の選考は、総長が申請者の家計状況及び学力を判定した上で行う。

2 第2条第2項第2号、第3条第1項第2号及び第8条第3号に該当する者を選考する場合は、あらかじめ、入学料の納付が困難な事情等の認定を行う。

3 前項に規定する入学料の納付が困難な事情等の認定は、総長が行う。

4 第1項に規定する家計状況及び学力の判定は、学生支援委員会が別に定めるところによる。

(死亡等による入学料免除等)

第12条 第7条第3項、第10条第2項及び第3項に規定する期間中に、申請者又は徴収猶予の許可を受けている者が死亡したときは、未納の入学料の全額を免除する。

2 第7条第4項及び第10条第4項に規定する期間中に、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部免除を許可とされた者が死亡したときは、未納の入学料の全額を免除する。

3 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者、入学料の一部の免除又は徴収猶予を許可とされた者及び第7条第5項又は第10条第5項に該当する者が、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍となるときは、未納の入学料の全額を免除する。

4 前項の場合において、徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、全額を免除することができる。

(許可の取消し)

第13条 入学料の免除(第7条第2項に基づき許可される免除を除く。以下本条において同じ。)
又は徴収猶予の許可を受けている者は、当該事由が消滅したときは、速やかに、その旨を学府長又は学部長を経て総長に届け出なければならない。

2 総長は、前項の届出があったときは、当該入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消すものとする。

3 総長は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を不正の方法で受けた者に対しては、当該免除又は徴収猶予の許可を取り消すものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (平成17年度九大規程第86号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第53号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第114号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第65号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第113号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第123号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第18号)

この規程は、令和2年7月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年度九大規程第94号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第109号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。